

防府市告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり市道の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から十五日間、防府市土木都市建設部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

防府市長
池田 豊

